

名古屋大学

海外渡航リスク管理ガイドライン

I 基本方針

海外渡航におけるリスク管理ガイドラインについて

本学の国際交流の活発化により特に学生を対象とした海外派遣プログラムは増加傾向にある上、海外で様々なリスクに遭遇する蓋然性が高まっている。海外において本学の学生・教職員がリスクに直面する事態を回避する、又はその被害を最小限にとどめるためには、渡航者本人が常に明確なリスク管理意識を持ち、適切な対応を取ることが重要である。あわせて本学としても海外における不測の事態に備えるリスク管理体制を整備し、学生・教職員の海外で想定されるリスクに関し予防、リスク回避、リスク対応等に万全を期することが重要である。

このため、東海国立大学機構リスク管理規程（令和2年度機構規程第110号。以下「リスク管理規程」という。）第4条第3項に基づき、本ガイドラインを策定する。本学のリスク管理に責任を負う者及び派遣計画（派遣留学、海外研修、外国出張等）を企画実施する者（以下、「派遣担当教職員」という。）は、本ガイドラインに則ったリスクに関する予防、回避及び対応を適時に迅速に行う。

II 対応範囲

1. リスク管理の対象者

本ガイドラインにおいて海外渡航におけるリスク管理（以下「海外渡航リスク管理」という。）の対象とするのは、原則として、本学が許可又は承認する海外派遣プログラムや出張等により海外渡航する大学所属の学生及び本学に勤務する教職員等（以下、「対象者」という。）である。ただし、それに該当しない場合であっても、多くの本学関係者が海外でリスクに遭遇するなど、社会的影響を考慮する必要がある場合は、海外渡航リスク管理の対象者とする。

2. リスクの種類

本ガイドラインにおける「海外渡航リスク」とは、原則として、上記Ⅱの1. に定める範囲における以下のリスク、危機的状況及びそれに伴って発生する事象並びに本学関係者がこれらのリスク等の原因となった場合とする（「リスク管理規程」第3条第2号 機構の構成員及び患者等の安全に関わる重大な事象及び第4号 機構に対する社会的信用を損なう事象）。

- ①地震・台風・火山の噴火・洪水等重大な災害、テロ、飛行機・列車事故、交通事故等が発生し、対象者がこれに巻き込まれた場合又はその可能性が高い場合
- ②対象者が事件・事故等の被害者となった場合
- ③対象者が病気、事件・事故等により重篤な状態又は急逝した場合
- ④対象者が事件・事故等の加害者又は被疑者となった場合

Ⅲ リスク予防・回避のための措置・活動

教育推進部ならびに総務部および派遣担当教職員は、海外で対象者が直面し得るリスクを予防するために次の措置・活動を実施する。

1. 予防のための措置・活動

(1) ハンドブック等の整備・周知

教育推進部は「海外渡航リスク管理ガイドライン」（本ガイドライン）、「海外安全ハンドブック」等の文書を常に整備点検し、必要に応じ改訂する。なお、「海外安全ハンドブック」には、渡航前及び渡航中の海外安全情報の入手方法、渡航前の各種保険加入の紹介、渡航中の犯罪・疾病等の注意事項、緊急時の連絡先の確保等について記載する。また、本ガイドライン及び「海外安全ハンドブック」は本学ホームページに掲載して広く周知する。

(2) 情報収集・提供

教育推進部ならびに総務部および派遣担当教職員は外務省のホームページにある各国・地域情勢や在外公館のホームページ等の情報を利用して、派遣先の国・地域における、国内・国際情勢の変化や動向（テロ、天変地異、流行病等）など常に最新の情報を収集し、危険度・リスク情報を把握した上で、渡航中及び渡航予定の対象者に対し指導・助言を行う。

また、渡航中及び渡航予定の対象者には、リスク発生時等における最新の本学連絡先を周知する。

(3) 海外派遣前研修等

派遣担当教職員は海外派遣の前に、海外渡航を予定する対象者向けにオリエンテーションを企画・開催する。オリエンテーションの中で、渡航前及び渡航中の情報収集や派遣元への連絡の重要性について伝えとともに、必要に応じリスク発生時のシミュレーションやリスク回避のトレーニングを行う。特に、海外旅行傷害保険、海外留学保険、海外賠償責任保険等について、説明及び加入勧奨を行うとともに、加入する保険については、現地の提携病院の有無や提携病院がない場合の対応を事前に把握しておくように指示をする。

また、教育推進部は派遣担当教職員を対象に、専門家を招いた海外派遣等リスク管理セミナーを必要に応じて開催し、リスク管理対策に関する最新情報の収集やケーススタディ、専門知識の習得等を促す。

(4) 安全保障輸出管理

海外渡航を予定する対象者が、渡航先で、一般公開されていないデータや資料・技術を用いて、学会・イベント等で発表する場合または海外の共同研究者と打ち合わせを行う場合は、貨物を輸出する場合と同様に、渡航前に輸出管理の手続きを完了させる必要がある。手続きについては、対象者が学術研究・産学官連携推進本部のウェブサイトを確認の上行うこととし、必要に応じて学術研究・産学官連携推進本部輸出管理事務局に相談・確認する。

(参考) 学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理ウェブサイト

<https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/securityexport/overview/procedure/required>

（５）派遣先での安全確保

外国の大学等との学術交流及び派遣プログラム等を企画・実施する場合、派遣担当教職員は派遣先でリスクが発生した場合の対応に関し、事前に確認するとともに安全面への配慮について在外公館や大学等の各関係機関に協力依頼する。

学生を対象とする海外派遣プログラムでは、対象者が派遣先で生活全般を相談・連絡できる体制を整える。

（６）健康診断

派遣担当教職員は、留学・研修期間が1か月を超える学生に毎年大学で実施する健康診断を必ず受診させ、持病等のある学生には英文の病状説明書を持参させるなど渡航前の健康指導を徹底する。

6か月以上の用務で海外派遣される教職員に対しては、労働安全衛生規則第四十五条の二に定める健康診断を実施する。

（７）予防接種

海外での感染症予防のため、派遣担当教職員は対象者に派遣先で流行している感染症について指導し、必要に応じて事前に予防接種を受けるよう積極的に推奨する。また、ワクチンによっては複数回の接種が必要な場合もあるため、時間的余裕をもって接種を受けるよう指導する。

（８）危機管理体制の検証、改善及びシミュレーションの実施

関係者の危機管理意識の向上及び本ガイドラインを含む本学の危機管理体制の検証と改善のため教育推進部において海外において対象者が不測の事態に巻き込まれたことを想定したシミュレーションを、外部機関等の協力を得て定期的実施する。

2. 海外渡航状況の把握

リスクが発生した際に海外渡航リスク管理の対象者の海外安全情報を迅速に把握できる体制を常備する。また、派遣担当教職員は海外渡航を予定する対象者に対し、海外渡航中の連絡先等を渡航前に大学へ届け出るよう指導する。

Ⅳ リスク発生時の連絡体制及びリスク管理対策本部の構成

学生・教職員の海外渡航に関わる部署（学生交流課等）及び学生を留学（出張、学会及び調査を含む。）等により海外に派遣する部局は、海外の特定の国や地域において、対象者の生命、身体に危害が及ぶおそれのあるリスク事象を把握した場合、すみやかに当該国（地域）に滞在する者の人数、氏名及び安否状況を確認の上、図1「海外渡航リスク発生時の連絡経路」に基づき、関係者と情報を共有するとともに、必要に応じて措置を協議する。

表2「事件・事故による怪我・病気等レベル別対応基準」に示すレベル4の事象が発生した場合は必要に応じて、レベル5の事象が発生した場合は、当該事象の対処のためにリスク管理対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

対策本部の構成は、図2「名古屋大学海外渡航リスク管理対策本部の構成」によるものとし、対策本部の各班の業務内容は、表3「海外渡航リスク管理対策本部各班の業務」に

示す。

対策本部は、現地及び外務省や在外公館等関係機関と綿密に連絡をとりつつ、被害を最小限にとどめるべく、安全確認や情報収集、家族対応等を迅速に行う。

V リスク発生時の海外派遣計画の実施/延期/中止/帰国等の判断

1. 派遣先国（地域）の事情による判断

海外における日本人の安全対策の一環として、外務省が「海外安全ホームページ」にて提供している特定の国・地域別海外安全情報（「危険情報」及び「感染症危機情報」）の区分に準じて、大学が定めた基準である表1「海外危機情報レベル別対応基準」を基に計画の実施を判断する。

2. 派遣先機関の状況による判断

派遣担当教職員は、派遣先機関が派遣目的に適している状況であるか観察を怠らないよう努めるとともに、派遣先機関が下記いずれかの状況にあることを把握した時は、所属部局の長に報告のうえ、状況に応じて対象者を帰国させる。

- （1）派遣先機関の閉鎖や倒産、研究・就業環境の悪化等により、派遣目的の継続が困難となった場合
- （2）派遣先の生活環境が災害等により悪化し生活の継続が困難になった場合
- （3）派遣先機関から受入れ継続を拒否された場合

3. 事件、事故による怪我、病気等に応じた判断

対象者に発生するリスクに対しては、表2「事件・事故による怪我・病気等レベル別対応基準」をもとに下記のとおり対応する。

【学内における対応】

表2「事件・事故による怪我・病気等レベル別対応基準」に基づき、レベル4の事象が発生した場合は必要に応じて、レベル5の事象が発生した場合は当該事象の対処のために対策本部を設置し、現地と綿密に連絡を取りつつ、被害を最小限にとどめるべく、安全確認や情報収集、家族対応等を迅速に行う。

【病気・怪我への対応】

- （1）派遣予定期間が1ヶ月以上の対象者には、健康診断を受けさせ、渡航前から自身の健康管理を行える準備をさせる。通院治療中の者については、留学等海外派遣の目的が十分遂行可能な状態か医師と相談するよう指導する。また、渡航先での受診医療機関を確認のうえ事前に連絡調整するなど継続治療を行う体制を渡航前に整えておくよう指導する。
- （2）海外滞在中の対象者が病気や怪我により1ヶ月以上の入院治療が必要となった場合には、保健管理室とも相談のうえ、原則として帰国を促す。透析やリハビリなど自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、保健管理室と相談のうえ帰国するよう指導する。
- （3）留学等の継続が困難となる精神疾患を発症した場合は、医師等の所見を参考に、帰国するよう指導する。

- (4) 派遣先国（地域）によって医療制度や医療保険制度が異なることから、病気・怪我による帰国の指導を行う際は、入院手術・治療に係る医療費負担の観点も考慮する。

【犯罪への対応】

- (1) 対象者が刑法に触れる罪を犯した場合や事件・事故の加害者、被疑者又は被害者となった場合、薬物等の依存症に罹患した場合は、派遣先国の法律に基づき身柄の拘束や司法手続等を受けるため、事前に法務室のほか外務省や在外公館等関係機関と十分協議を行ったうえ派遣の中止または途中帰国の判断をする。

4. 帰国後の安全管理

- (1) 感染症が発生した又は発生が疑われる派遣先から帰国する者は、発病の可能性があるので、帰国時に使用した空港の検疫所や居住地近辺等最寄りの保健所から指示を受けるとともに、本学保健管理室と緊密に連絡を取るよう指示する。
- (2) 帰国後に待機命令を受けた者は、帰国直後または待機中の体調管理を徹底させ、最寄りの保健所、本学保健管理室と緊密な連絡を取らせるとともに、感染症の罹患が疑われる場合は専門医の診療を受けさせる。
- (3) 対象者が事件・事故に巻き込まれた場合など精神的な影響が懸念される場合には、学生支援本部、保健管理室等で相談できることを助言するなど柔軟な対応を行う。

図1 海外渡航リスク発生時の連絡経路

名古屋大学海外渡航リスク管理ガイドライン 表2「事件・事故による怪我・病気等レベル別対応基準」
レベル4以上の場合、リスク管理対策本部を設置することがある。

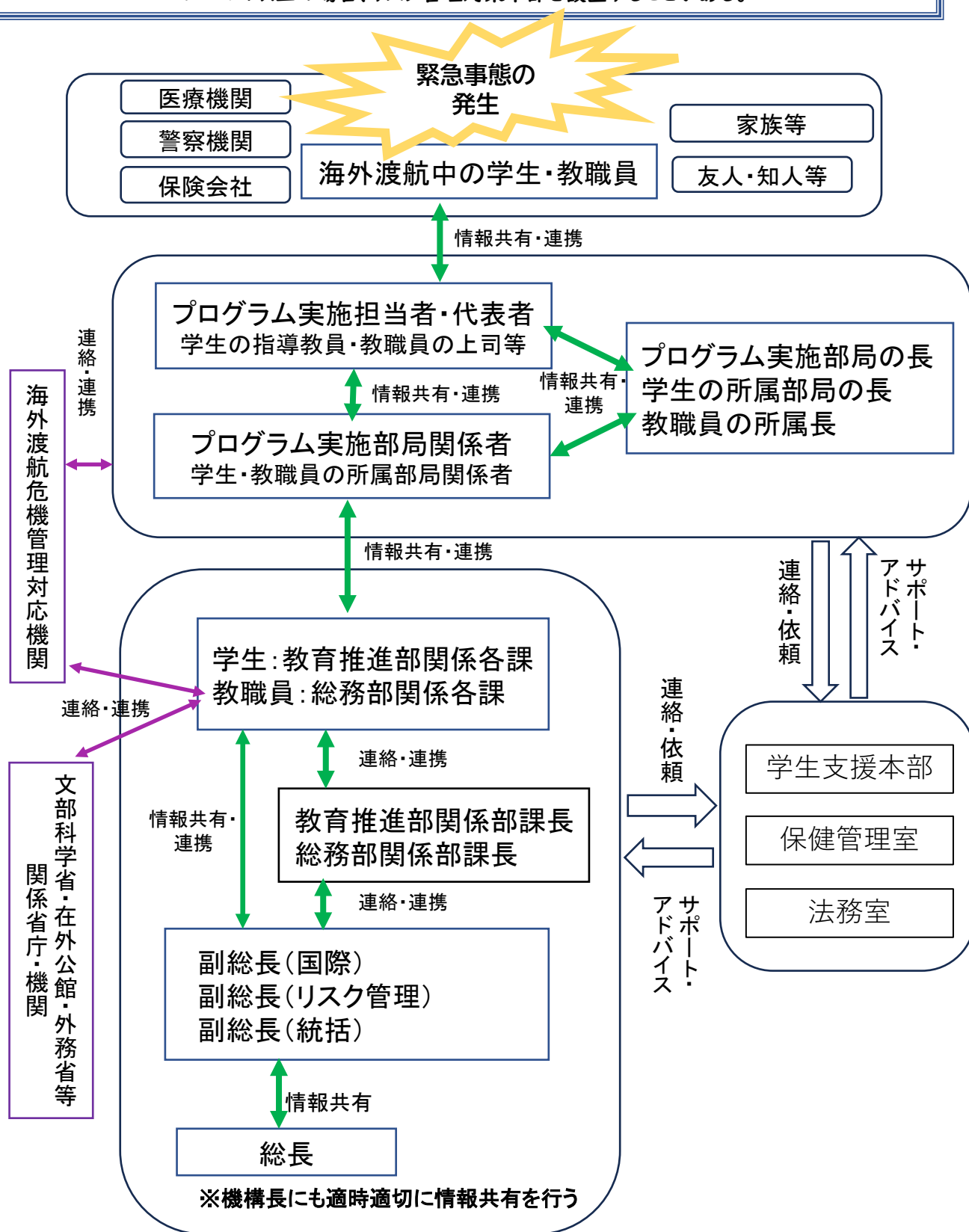


図2 名古屋大学海外渡航リスク管理対策本部の構成

名古屋大学海外渡航リスク管理ガイドライン 表2「事件・事故による怪我・病気等レベル別対応基準」
レベル4以上の場合、リスク管理対策本部を設置することがある。

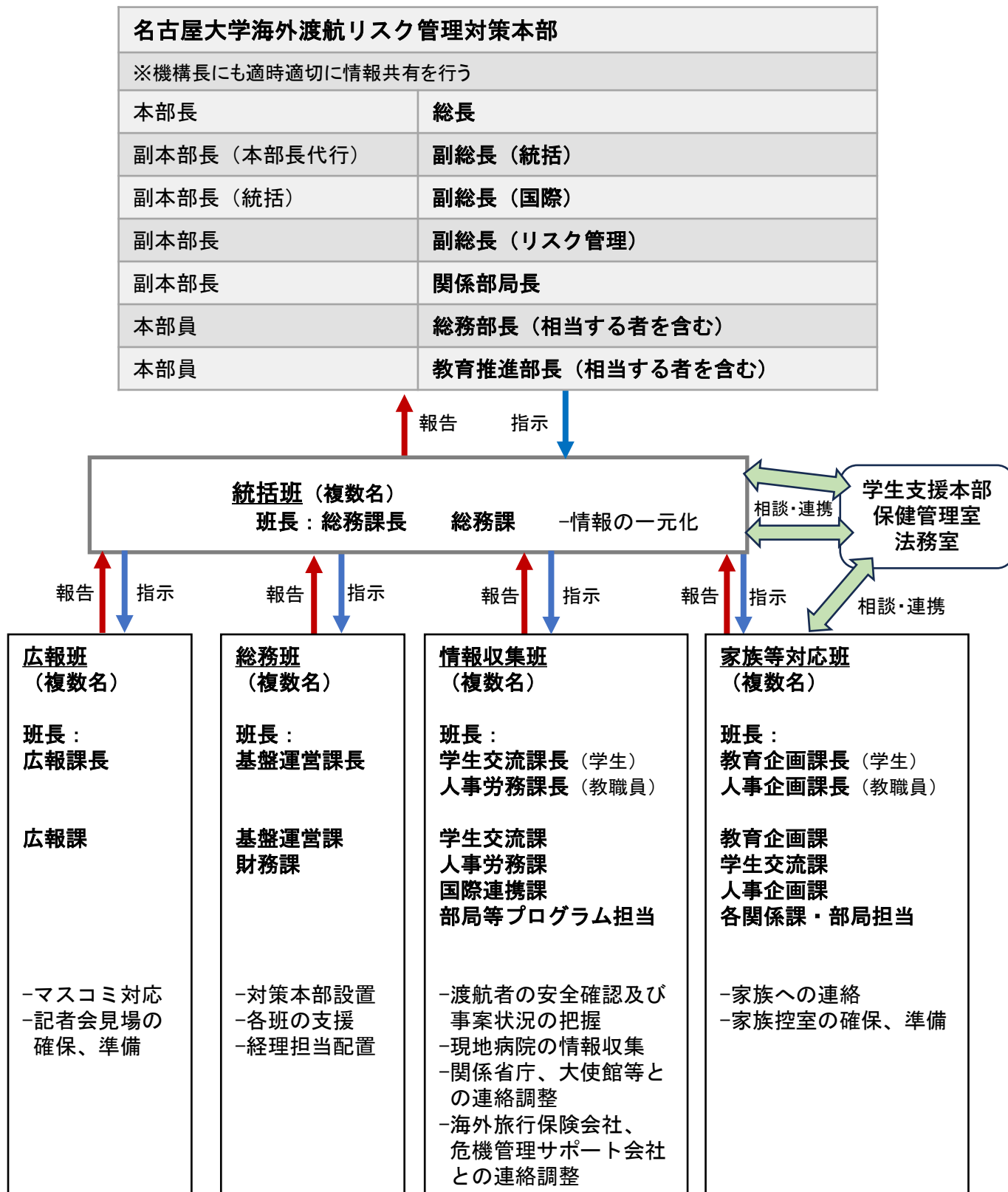


表 1 海外危機情報レベル別対応基準

レベル	外務省危険情報 ※1	外務省感染症危険情報 ※1、※2	教職員派遣に対する本学の対応	学生派遣に対する本学の対応 ※3
レベル1: 十分注意し てください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	原則渡航可とする。 ただし、大学(機構)が中止とする場合は渡航不可とする。	原則渡航可とする。 プログラムの実施、延期、中止、帰国の判断は、プログラムを実施する部局の長が行う。ただし、大学(機構)が中止とする場合は渡航不可とする。
レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	特定の感染症に関し、その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	原則渡航は不可とする。 派遣は延期または中止し、派遣渡航中の場合は帰国させる。 ただし、渡航の必要性や緊急性、渡航先での緊急事態発生時の対応整備状況に基づき、大学(機構)が許可する場合は渡航や渡航の継続は可とする。	原則渡航は不可とする。 特別な事情があり、かつ安全性が確保される場合、プログラムを主催する部局の長は、プログラムの実施・継続を副総長(国際担当)へ願い出ることができる。副総長(国際担当)は、総長、関係副総長など関係者と協議の上実施・継続の可否を決定する。なお、大学(機構)の海外渡航指針が別途示されている場合にはそれに従う。
レベル3: 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に對して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に對して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	渡航不可とする。 派遣は中止し、派遣渡航中の場合は速やかに帰国もしくは近隣の安全な国・地域に避難させる。 ただし、感染症による危機レベルのみの場合、渡航の必要性や緊急性、渡航先での緊急事態発生時の対応整備状況に基づき、大学(機構)が許可する場合は渡航可とすることもある。	渡航不可とする。 派遣は中止し、派遣渡航中の場合は速やかに帰国もしくは近隣の安全な国・地域に避難させる。 ただし、感染症による危機レベルのみの場合、渡航の必要性や緊急性、渡航先での緊急事態発生時の対応整備状況に基づき、大学(機構)が許可する場合は渡航可とすることもある。

レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	特定の感染症に関し、その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	渡航不可とする。 派遣は中止し、派遣渡航中の場合は直ちに帰国もしくは近隣の安全な国・地域に避難させる。	渡航不可とする。 派遣は中止し、派遣渡航中の場合は直ちに帰国もしくは近隣の安全な国・地域に避難させる。
外務省「感染危険情報」において、レベルに関わらず、右記いずれかに該当する注意事項の記載がある場合(右記に掲載したものは代表的な記載例)		「 <u>出国できなくなる恐れがありますので、(早期の)退避を検討してください。</u> 」 ・商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。		渡航不可とする。 派遣は中止し、派遣渡航中の場合は直ちに帰国させる。
		「 <u>現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、(早期の)退避を検討してください。</u> 」 ・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。		
		「 <u>現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。</u> 」 ・感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。		

※1 「危険情報」と「感染症危険情報」のレベルが異なる場合は、高いレベルの情報により判断する。

※2 「感染症危険情報」は、カテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を付記される場合があることから、大学(機構)の判断により別の対応基準を定めることもできる。

※3 ここでは大学が実施する学生派遣への対応について定めているが、大学プログラム以外(私費留学、私的旅行等)による学生の渡航についても、この基準を基に、指導教員等が指導を行う。

表2 事件・事故による怪我・病気等レベル別対応基準

レベル	事件、事故による怪我、病気等リスク状況	対象者に対する本学の対応
レベル 1	・外務省、JCSOS、(企画旅行として旅行会社に手配を依頼した場合)旅行会社から、リスク発生可能性の情報提供及び注意喚起があった。 ・負傷、被害はなし。	発生のあるリスクの情報を収集し、当該対象者や現地関係者に注意喚起
レベル 2	・軽微な怪我、疾病(精神疾患を含む)を負った状況。 ・外部機関等からの問い合わせはない。	当該対象者や現地関係者との相互連絡 必要に応じて留守宅家族との相互連絡 処置の確認、助言等
レベル 3	・事象の発生により怪我、疾病(精神疾患を含む)等危機状況に遭遇したが、その危機状況には継続、悪化、拡大の恐れはない。 ・状況にかかわらず報道機関からの照会、取材申し込みがある。	当該対象者や現地関係者との相互連絡 留守宅家族との相互連絡 必要に応じ本学の医師等に相談のうえ、処置の確認、助言等受ける。 必要に応じ取材対応
レベル 4	・事象の発生により怪我、疾病(精神疾患を含む)等危機状況に遭遇し、その危機状況が継続、悪化、拡大の恐れがある。 ・状況にかかわらず報道機関からの照会、取材申し込みが複数ある。	必要に応じ、海外渡航リスク管理対策本部の設置 必要に応じ、現地に対応要員を派遣(搬送等の措置) 希望により家族の派遣 必要に応じ取材対応または記者会見
レベル 5	・対象者の生命に影響する危機状況(重体、死亡)にある、または切迫している。 ・重大な危機が切迫している。 ・状況にかかわらず報道機関からの照会、取材申し込みが多数ある。	海外渡航リスク管理対策本部の設置 現地に対応要員を派遣 希望により家族の派遣 必要に応じ取材対応及び記者会見

*レベルの如何を問わず機構として対応する場合がある。

具体の例

【レベル2】

- ・海外派遣学生が転倒して捻挫した。
- ・海外派遣プログラム学生数名がコロナ陽性となった。発熱したが1日後には解熱し、それ以外の症状はない。

【レベル3】

- ・海外派遣プログラム学生が研修先への移動用借上げバスに乗車中、トラックとの軽い接触事故が発生した。半数以上が擦傷や打撲など怪我をしたが、軽症で、通院や入院の必要はない。

【レベル4】

- ・海外派遣プログラム学生が研修先への移動用借上げバスに乗車中、トラックと追突事故が発生した。複数名が怪我のため病院へ搬送された。
- ・海外派遣プログラム学生が集団食中毒となり、ほぼ全員が入院することとなった。症状が悪化している者もあり、入院期間が長引く可能性がある。

【レベル5】

- ・海外派遣プログラム学生が研修先への移動用借上げバスに乗車中、転落事故が発生し、安否が確認できない。
- ・海外研修先である協定校付近で大規模な地震が発生し、建物のほとんどが崩壊した。被害が大きく、協定校や本学のプログラム担当者と連絡が取れない。

表3 海外渡航等リスク管理対策本部各班の業務

班	構成部署等	構成人員	担当業務
総括班	総務課	班長：総務課長 班員：複数名	a. 各班の情報を取りまとめリスク対策本部へ報告
広報班	広報課	班長：広報課長 班員：複数名	a. 記者会見場・マスコミ控室（名古屋大学広報プラザ）の確保 b. 上記設営及びロジスティクス作成 c. ウェブサイトに緊急連絡先を掲載 d. マスコミ発表案作成とスポークスマン（副本部長）との調整
総務班	基盤運営課 財務課	班長：基盤運営課長 班員：複数名	a. 対策本部（本部第一会議室等）の設置 b. 教職員現地派遣の渡航費資金の調達 c. 各班の支援
情報収集班 ²	人事労務課 学生交流課 国際連携課 部局関係者	班長： 学生交流課長（学生） 人事労務課長（教職員） 班員：複数名	a. 渡航者の安全確認及び事案状況の把握 b. 現地病院の情報収集 c. 関係省庁、大使館等との連絡調整 d. 海外旅行保険会社、危機管理サポート会社との連絡調整 e. 把握した情報を逐次総括・広報班に報告するとともに各班とも共有
家族等対応班 ²	教育企画課 学生交流課 人事企画課 部局関係者	班長： 教育企画課長（学生） 人事企画課長（教職員） 班員：複数名	a. 家族からの問い合わせ対応、家族への連絡及び情報収集 b. 把握した情報を逐次総括・広報班に報告するとともに各班とも共有 c. 大学関係者、家族の緊急渡航の調整 d. 家族待機室の設置（名古屋大学豊田講堂会議室等） e. 渡航する家族等のパスポート緊急発給手続き（外務省との連絡）必要書類等準備

1 各班とも関係部局等と協力して対応する。

2 対象人数が少数である等リスク規模が比較的小さい場合、情報収集班は家族等対応班を兼ねることもある。

その場合、情報収集班の構成部署が主導となって情報収集班と家族等対応班の業務を行い、状況に応じて家族等対応班の構成部署に応援を依頼する。

表4 海外安全確認のためのリンク集

機関名	Webサイト
外務省(MOFA)	https://www.mofa.go.jp/mofaj/
外務省 海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/
外務省 世界の医療事情	https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/
厚生労働省(MHLW)	https://www.mhlw.go.jp/index.html
厚生労働省検疫所(FORTH)	https://www.forth.go.jp/index.html
厚生労働省検疫所(FORTH) 国・地域別情報	https://www.forth.go.jp/destinations/index.html
国立感染症研究所(NIID)	https://www.niid.go.jp/niid/ja/
国立感染症研究所(NIDD)感染症危機管理研究センタ - (CEPR)	https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-cepr.html
全国大学保健管理協会 海外留学健康の手引	http://health-uv.umin.ac.jp/kanren/img/ryugaku_kenko_4.pdf
特定非営利活動法人 海外留学生安全対策協議会(JCSOS)	https://www.jcsos.org/
一般社団法人 海外邦人安全協会(JOSA)	https://www.josa.or.jp/
一般社団法人 日本在外企業協会(JOEA)	https://www.joea.or.jp/
独立行政法人 国際協力機構(JICA)	https://www.jica.go.jp/index.html
世界保健機構 World Health Organization(WHO)	https://www.who.int/en/
【米国】連邦緊急事態管理庁 Federal Emergency Management Agency (FEMA)	https://www.fema.gov/
【米国】疾病対策センター Centers for Disease Control and Prevention	https://www.cdc.gov/
【米国】国務省トラベルアドバイス Travel State	https://travel.state.gov/content/travel.html
【英国】情報局保安部 Military Intelligence Section 5(MI5)	https://www.mi5.gov.uk/
【英国】外務英連邦省トラベルアドバイス FCO Travel Advice	https://www.gov.uk/foreign-travel-advice
【豪州】国家保安局 Australian National Security	http://www.nationalsecurity.gov.au/
【豪州】外務貿易省スマートトラベラー Smartraveller	https://www.smartraveller.gov.au/